

| | | 小型特殊自動車 | | | 大型特殊自動車 | それ以外 (主にリーチ車) |
|----------------|------|---|---|---------------------------------------|--|------------------|
| | | 従来の小特 | 新小特 (2004/7/1 改正施行以降) | | | |
| 車体の大きさ | 全長 | 4.7m以下 | | | <div style="background-color: black; color: white; text-align: center; padding: 5px;">制限なし</div> ※但し、大きさにより基準緩和が必要 ※大型特殊で道路を走る場合、全長 12m、全幅 2.5m、全高 3.8mを超える車両は基準緩和が必要 | — |
| | 全幅 | 1.7m以下 | | | | |
| | 全高 | 2.0m以下 | ・ヘッドガード2.8m以下※ ・ヘッドガード以外2.0m以下 | ・ヘッドガード2.8m以下 ・ヘッドガード以外2.0m超2.8m以下 | | |
| | 最高速度 | 15km/h 以下 | | | | |
| | 総排気量 | 制限なし | | | | |
| 道路走行 | | する | する | する | する | できない |
| | | しない | しない | しない | しない | |
| 地方税 | | 軽自動車 (固定資産税は免除) | | | 固定資産税 | |
| ナンバープレート申請 | | 市町村役場 (軽自動車税納付を示す標識) | | | 車検場 (持込) <登録番号票> | — |
| | | | | | 不要 | — |
| 車検 | | 不要 | | | 必要 | — |
| | | | | | 不要 | — |
| 方向指示器 (側面) の位置 | | 方向指示器の前端面が、車用最前端から2m以内、もしくは車両全長の60%以内 | | | | — |
| バックミラー | | 右側 1ヶ | 左右各 1ヶ | | | — |
| 自賠償保険 | | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 任意 |
| | | 加入すべき (※2) | 加入すべき (※2) | 加入すべき (※2) | 任意 | |
| 自動車保険 | | 任意 (対人賠償を自賠償に上乘せる場合、対物賠償が必要な場合) | | | | |
| フォークリフト運転士資格 | | フォークリフトの最大積載が ①1トン以上の場合: フォークリフト「運転技術講習」を終了した者 ②1トン未満の場合: フォークリフト「運転技術講習」を修了するか事業者が行う「特別教育」を修了した者 | | | | |
| 道路運転免許 | | 小型特殊免許 普通免許 二種免許 大型免許 大型特殊免許 のいずれか | 小型特殊免許 普通免許 二種免許 大型免許 のいずれか | 大型特殊免 | 大型特殊免 | できない |
| | | — | — | — | — | |

※1 :①マストの高さは走行姿勢時の高さ (マスト垂直かつ内マストの上端が外マストの上端と面一となるフォーク位置を基準高さとする。)

②ヘッドガード等には、エアコン、回転灯、CNG用燃料ボンベ、ダンデムダブルエアクリーナ、天井鉄板、作業灯 (天井取付け)、アンテナ、ミュージックホーン、プレート架台を含む。尚、道路走行する場合、回転灯は取り付けること自体出来ません (「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」第51条6項)。

※2 :法令上強制ではありませんが、車両として道路を走れることとなりますので、加入することをお勧めします。